

スポーツ振興審議会条例の制定にらいて

三朝町スポーツ振興審議会条例を別紙のとおり制定するものとする。

昭和三十八年三月十六日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十八年三月十六日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町スポーツ振興審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百十一号)第十八条第二項の規定に基づき、三朝町スポーツ振興審議会(以下「審議会」という)を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員八名以内で組織する。

2、委員は次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、教育委員会が委嘱し、又任命する。

- 一、学識経験者 七名以内
- 二、関係行政機関の職員 一名

(任期)

第三条 委員の任期は、二ケ年とする。

ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2、委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置く。会長は委員の互選によつてこれを定める。

2、会長は、会務を総理する。

3、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2、審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。